

生活扶助基準引下げを違法とした最高裁判所判決を高く評価し、国に対し、直ちに判決を踏まえた是正措置を実施するとともに、生活保護基準の改定過程の適正化を求める会長声明

2025年6月27日、最高裁判所第三小法廷は、大阪府内及び愛知県内の生活保護利用者らが、2013年8月から3回に分けて実施された生活扶助基準の引下げ（以下「本引下げ」という。）に係る生活保護費減額処分の取消し等を求めた各訴訟の上告審において、いずれについても厚生労働大臣による本引下げの違法性を認め、生活保護費の減額処分を取り消す判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

本引下げは、生活扶助基準額と低所得世帯の消費実態とのかい離を調整することを名目とした「ゆがみ調整」及び2008年から2011年までの「物価下落」を名目として改定前の基準生活費を一律に4.78%減じた「デフレ調整」の2点を理由として、生活保護利用世帯の生活扶助基準額を平均6.5%、最大10%引き下げたものであった。

本判決は、このうちデフレ調整について、「判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査される」との判断枠組みのもと、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間の「不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、基準部会等による審議検討が経られていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められず、「デフレ調整における改定率の設定については、上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」として、厚生労働大臣の判断に裁量権の逸脱、濫用があり、本引下げは生活保護法3条、8条2項に違反して違法と判断した。

本判決は、厚生労働大臣によって行われた生活保護基準の改定自体を違法と判断した初めての最高裁判所判決であり、厚生労働大臣が「個人の尊重」（憲法 13 条）の基盤となる「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法 25 条 1 項、生活保護法 3 条）の重要性を軽視し、生活保護法 8 条 2 項によって考慮すべき事項を考慮せずに行った本引下げを違法と断じた上、この違法な引下げに基づく保護費減額処分取消しの認めたものであり、最高裁判所が司法としての役割を果たしたものであるとして高く評価できる。

国は、本引下げが行われた期間に生活保護を利用していた生活保護利用者らの「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」という極めて重要な権利を侵害した事態を深刻に受け止め、現在も全国の裁判所に係属している同種訴訟について全面解決を図り、提訴した者らを含む 2013 年 8 月以降に生活保護を利用している者、あるいは利用したことがある者（以下、「本件生活保護利用者ら」という。）に対して謝罪するとともに、本引下げ前の基準によって受けるべきであった生活扶助費と実際の支給額との差額を支給するなど全面的な補償措置を直ちに講じるべきである。

この点、厚生労働大臣は、本判決を受け、2025 年 7 月 1 日の記者会見において、「判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方について、早期に、専門家によりご審議をいただく場を設けるべく、検討を進めていきたい」旨を表明し、同年 8 月 15 日には「生活保護行政を所管する厚生労働省として真摯に反省」する旨表明した。

国の真摯な反省を示すため、専門家による審議会における審議は、判決の法的な効力にとらわれることなく、本判決がその理由において生活扶助基準を改定したこと自体を違法と判断したことを踏まえ、本件生活保護利用者らに対する完全かつ速やかな補償の実現を前提とするものでなければならない。

そして、今後国が生活保護基準を改定するにあたっては、国は、本引下げがなされた具体的な事実経過や原因等の調査、検証を行ったうえで、二度と本引下げ

のような事態が起こらないよう、①改定内容の全体にわたり生活保護基準部会等の検証を経ることをルール化し、改定内容と統計等との合理的関連性について検証可能とすること、②生活保護利用者の期待的利益を保護し、現在の生活状況を適切に把握するため、生活保護基準部会の委員に生活保護の利用当事者や弁護士、支援者を入れること、及び③生活保護基準の低さの根本的な原因となっている低所得層（第1・十分位等）との比較によらない、最低生活に必要な需要を積み上げる方式など新たな検証手法を確立すること、を実施すべきである。

なお、本判決においては、国家賠償請求についても認容されるべきであるとした宇賀克也裁判官の反対意見も付されている。この反対意見では、多数意見が言及していない本引下げに係る種々の問題点も的確に指摘されており、特に原告らが『最低限度の生活の需要を満たす』ことができない状態を9年以上にわたり強いられてきたとすれば、財産的損害が賠償されれば足りるから精神的損害は慰謝する必要はないとはいえ」ないと指摘した部分は、本引下げに対して長年訴訟でたたかってきた原告らの思いを汲んだものといえ、重く受け止められるべきである。

以上より、当会は、最高裁判所が本引下げを違法と判断したことを高く評価し、国に対し、本判決を踏まえた本件生活保護利用者らへの全面的な補償措置を直ちに実施するよう求めるとともに、違法な生活保護基準の引下げが再び行われることのないよう、本引下げがなされた具体的な事実経過や原因等の調査、検証及び今後の生活保護基準の改定過程の適正化を強く求める。

2025年（令和7年）9月18日

佐賀県弁護士会

会長 出口 聡一郎